

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

いわて県民情報交流センター条例の一部を改正する条例

いわて県民情報交流センター条例（平成17年岩手県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上限額
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分まで	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	
入場料を徴収しない場合	土曜日及び休日	円 14,420	円 24,410	円 29,950	円 41,040	円 57,690	円 70,990	1 附属の設備の利用料金 附属の設備を使用する 場合においては、1件又は 1式1回につき18,260 円の範囲内で知事が定め る額  2 電気料 機械又は器具を設置し て電気を使用する場合に おいては、実費を基準と して知事が定める額
	その他の日	11,090	19,970	24,410	34,390	47,700	59,900	
1,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	21,070	34,390	43,260	57,690	80,980	100,930	
	その他の日	16,630	28,840	35,490	48,820	67,660	83,190	
1,000円以上3,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	27,730	44,360	56,570	75,440	104,280	129,780	
	その他の日	22,190	36,600	46,590	62,120	87,630	108,710	
3,000円以上5,000円未満の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	36,600	59,900	75,440	100,930	139,770	174,160	
	その他の日	29,950	49,920	62,120	83,190	116,470	144,200	
5,000円以上の入場料を徴収する場合	土曜日及び休日	46,590	75,440	94,290	126,450	175,260	217,410	
	その他の日	37,710	62,120	77,650	104,280	146,430	180,810	

別表第2の2中表の部分を次のように改める。

区 分		施設の利用料金の上限額						附属の設備の利用料金の上限額
		9時から12時まで	13時から17時まで	17時30分から21時30分	9時から17時まで	13時から21時30分まで	9時から21時30分まで	

				まで				
		円	円	円	円	円	円	
展示室 1	入場料を徴収しない場合	1,000	1,440	2,110	2,440	3,550	4,880	1 附属の設備 の利用料金 附属の設備 を使用する場 合においては 、1件又は1 式1回につき 6,470円の範 囲内で知事が 定める額 2 電気料 機械又は器 具を設置して 電気を使用す る場合におい ては、実費を 基準として知 事が定める額
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	1,550	2,220	3,100	3,770	5,430	7,320	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	2,110	2,990	4,220	5,100	7,320	9,760	
展示室 2	入場料を徴収しない場合	2,320	3,440	4,760	5,770	8,200	10,880	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	3,550	5,100	7,090	8,650	12,190	16,310	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	4,760	6,880	9,540	11,650	16,410	21,960	
展示室 3	入場料を徴収しない場合	2,990	4,330	6,100	7,320	10,430	13,970	
	1,000円未満の入場料を徴収する場合	4,430	6,660	9,100	11,090	15,750	20,960	
	1,000円以上の入場料を徴収する場合	6,100	8,870	12,190	14,970	21,070	28,060	
会議室501		6,990	9,430	13,300	16,970	22,740	29,730	
会議室601		1,000	1,440	2,000	2,650	3,440	4,660	
会議室602		2,780	3,660	5,330	6,770	8,990	11,980	
会議室603		880	1,110	1,670	2,220	2,880	3,990	
会議室604		880	1,110	1,670	2,220	2,880	3,990	
会議室605		1,340	1,670	2,440	3,100	4,110	5,550	
和室606		670	880	1,340	1,550	2,220	2,880	
和室607		670	880	1,340	1,550	2,220	2,880	
和室608		670	880	1,340	1,550	2,220	2,880	
調理実習室		7,090	9,640	13,530	17,420	23,180	30,280	
世代間交流室		12,090	16,200	22,630	29,070	38,820	50,910	
スタジオ・調整室		4,110	5,550	7,660	9,980	13,200	17,420	
練習スタジオ		880	1,340	1,780	2,320	3,100	4,110	
会議室701		3,440	4,660	6,440	8,430	11,090	14,750	
会議室702		3,440	4,660	6,440	8,430	11,090	14,750	

会議室703	3,440	4,660	6,440	8,430	11,090	14,750
シャワー室704	440	670	670	1,440	1,440	2,220
シャワー室705	440	670	670	1,440	1,440	2,220
シャワー室706	440	670	670	1,440	1,440	2,220
リハーサル室	3,440	4,660	6,440	8,320	11,090	14,640
ミーティングルーム707	1,340	1,780	2,650	3,320	4,430	5,990
ミーティングルーム708	770	1,000	1,440	2,000	2,440	3,440
控室709	670	770	1,000	1,550	1,780	2,780
控室710	2,320	3,100	3,770	5,650	6,880	10,090
控室711	1,550	2,110	2,440	3,660	4,550	6,660
控室712	770	1,000	1,340	2,000	2,320	3,440
控室713	770	1,000	1,340	2,000	2,320	3,440
会議室801 (特別)	5,100	6,880	9,640	12,420	16,530	21,630
会議室802	3,440	4,660	6,440	8,320	11,090	14,640
会議室803	11,750	15,750	22,070	28,400	37,830	49,590
会議室804	20,300	27,060	38,040	48,920	65,110	85,420
会議室805	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
会議室806	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
会議室807	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
会議室808	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
会議室809 (和室)	2,110	2,780	3,990	4,990	6,770	8,870
研修室810	3,550	4,760	6,770	8,770	11,550	15,310
研修室811	3,440	4,660	6,440	8,320	11,090	14,640
研修室812	11,980	15,980	22,300	28,730	38,270	50,260
研修室813	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
研修室814	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880

研修室815	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
研修室816	1,550	2,110	2,990	3,990	5,100	6,880
研修室817	2,110	2,780	3,990	4,990	6,770	8,870
屋外広場	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					
県民プラザ	1時間につき1平方メートルまでごとに10円					

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。